

1 新学齢児の就学手続きについて

(1) 新学齢児の県立特別支援学校への入学手続き

ア 学齢簿の作成

市町村の教育委員会は、毎学年10月31日までに、10月1日現在において、その市町村に住所を有する新学齢児について、あらかじめ、学齢簿を作成しなければならない。

(学校教育法施行令第2条、学校教育法施行規則第31条)

イ 就学時の健康診断

市町村の教育委員会は、学齢簿の作成後11月30日までに、新学齢児の健康診断を行わなければならない。

(学校保健安全法施行令第1条)

ウ 認定特別支援学校就学者の通知

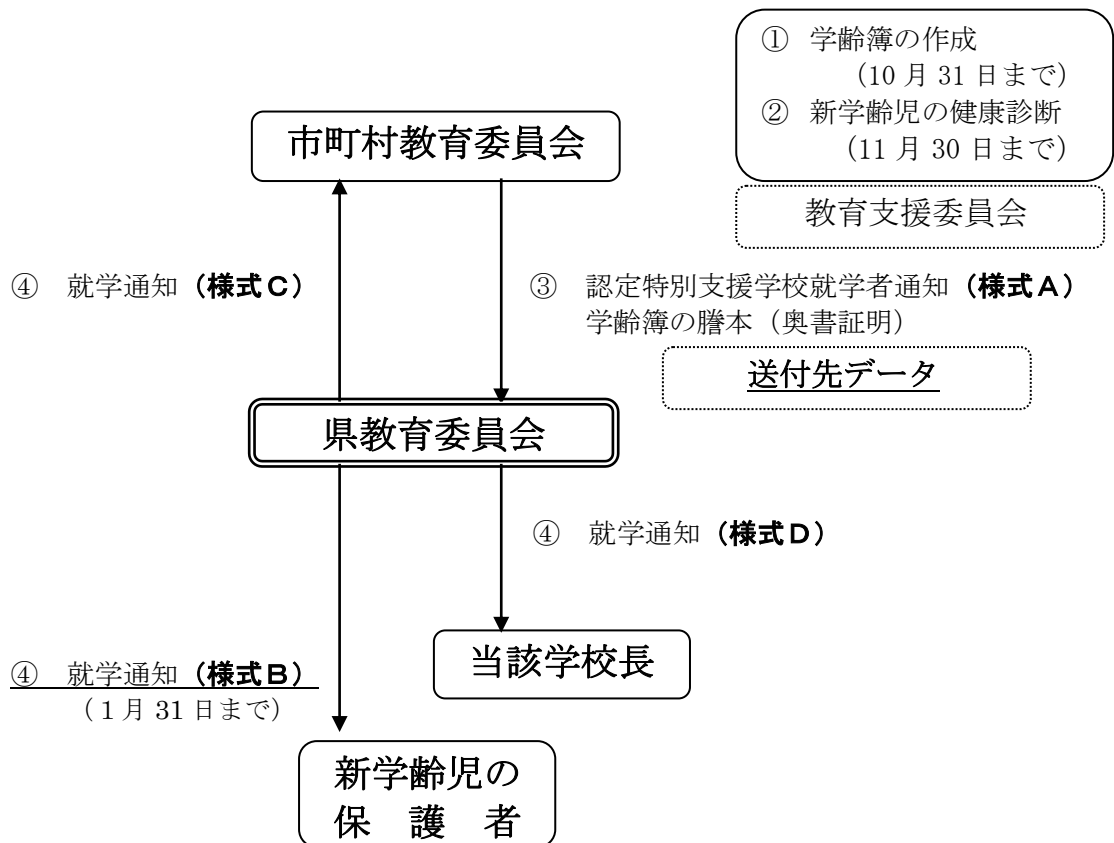
市町村の教育委員会は、12月31日までに、都道府県の教育委員会に対し、新学齢児のうち、認定特別支援学校就学者について、その氏名を通知するとともに、学齢簿の謄本を送付しなければならない。

(学校教育法施行令第11条第1項、第2項)

エ 就学（新入学）通知

市町村・都道府県の教育委員会は、1月31日までに新学齢児の保護者に対し、それぞれ、小学校又は特別支援学校への就学通知をしなければならない。

(学校教育法施行令第5条、第14条)



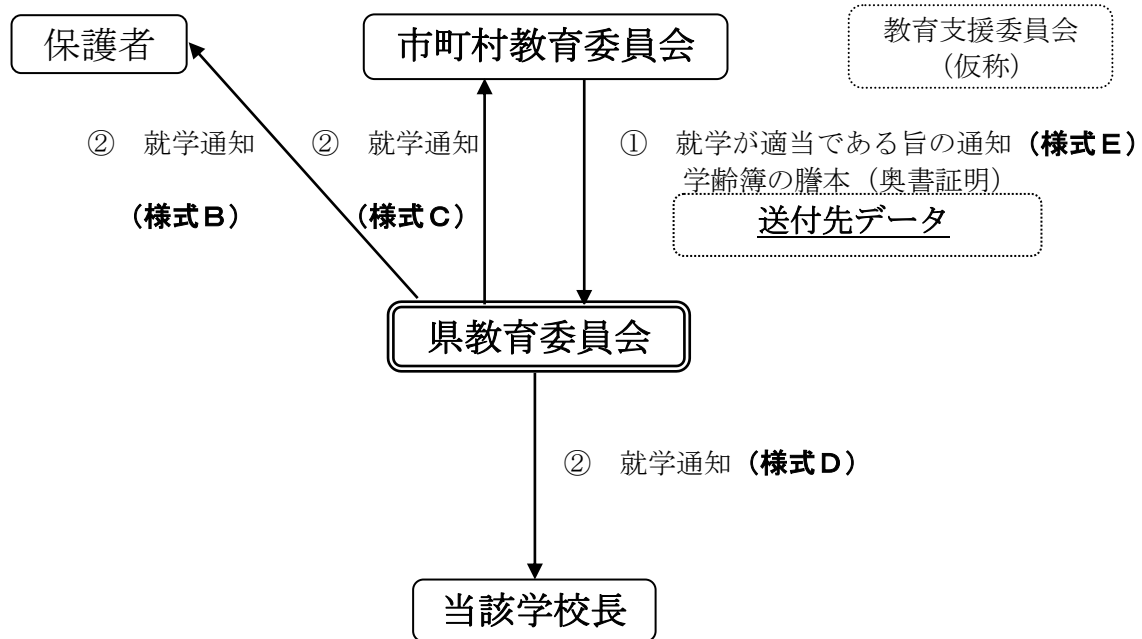
※ 特別支援学校に就学が予想される場合は、事前に該当特別支援学校で教育相談を受けること。

※ 施設入所を希望している新学齢児の場合、施設入所の内定を待ち通知するため、3月中旬の通知となる。

〈注〉○内の数字は事務手続きの順序を示す。以下同じ。

(2) 就学義務の猶予又は免除者の県立特別支援学校への入学手続き

就学義務を猶予又は免除されている児童生徒が特別支援学校に就学する場合は、市町村の教育委員会は、就学が適当である旨の通知書に、学齢簿の謄本（奥書証明）を添えて県教育委員会あてに提出する。



就学義務の猶予又は免除の根拠は、**学校教育法第18条**の規定である。

○就学猶予・免除の対象となりうる者

- 1 病弱で就学困難と認められる者
- 2 発育不完全で就学困難と認められる者
- 3 その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる者

○就学猶予・免除の手続き（**学校教育法施行規則第34条**に規定）

- 1 学齢児童生徒について、保護者の就学させる義務の猶予・免除の認可を受けるためには、保護者は、市町村の教育委員会に願い出なければならない。
- 2 願い出を出す場合には、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る証明書を添えなければならない。
- 3 願い出を受けた市町村の教育委員会は、市町村の教育支援委員会（仮称）の意見を聞くなどして、慎重な審議の結果その可否について判断を下す。

○就学猶予・免除の解除者の編入学年

就学猶予・免除の事由が解消して小学校又は中学校に就学する場合、年齢及び心身の発達の状況を考慮して、校長は、年齢相当の学年まで編入することができる。（**学校教育法施行規則第35条**）

ただし、中学校相当の年齢の者は、学校教育法第17条第2項の小学校等の課程を修了した日の翌日以後の最初の学年の初めから中学校等に就学させると規定しており、小学校を卒業していない者は、中学校等に編入できない。

(3) 新学齢児の市立特別支援学校への入学手続き

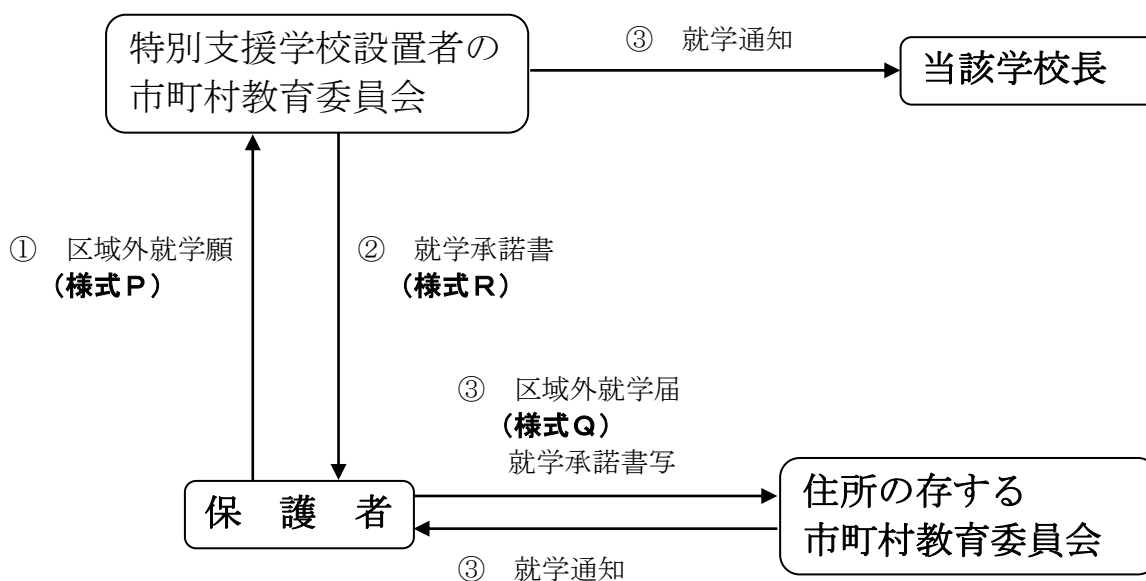
ア 児童生徒等のうち視覚障害者等を市立特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、特別支援学校の設置者である市町村の教育委員会の就学を承諾する書面を添え、その旨を、その児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。＜区域外就学＞

(学校教育法施行令第17条)

イ 都道府県の教育委員会は、アの届出のあった児童・生徒については、特別支援学校への就学通知をすることは要しない。

(学校教育法施行令第14条第3項)

※ 附属特別支援学校の手続きも同様。



<注> 新学齢児ではなく、すでに小学校又は中学校、県立特別支援学校に在籍している児童生徒が、市町村立特別支援学校に就学する場合もこの手続きに準ずる。